

新潟県条例第9号

新潟県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）（同令の制定又は改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。